

○建築確認申請前現地調査（確認）票の作成に関する注意事項

- ・建築確認申請前には、『建築確認申請前現地調査（確認）票』を必ず作成してください。作成に際し、申請敷地については市役所等の担当窓口で調査・確認を必ずしてください。建築計画を変更される場合、敷地に変更が生じた際には、再度、都市計画法等の調査・確認が必要となります。

○道路関係

- ・建築基準法第 42 条第 1 項 3 号及び第 42 条第 2 項に該当する場合は、道路現況調査（復元）調書の作成後、道路境界線を確定してから提出してください。調査年月日や結果を現地調査（確認）票、建築確認申請書、概要書、配置図等に記載してください。
- ・建築基準法第 43 条第 2 項に基づく認定、許可を受けた場合は、許可通知書等の写しを添付してください。

○敷地関係（建築物・工作物）

- ・都市計画法第 29 条に基づく開発許可が必要な場合は、許可証の写しを添付してください。開発許可が不要の場合でも、下表の区域及び敷地面積の区分に応じて福島市開発行為等指導要綱の協議が必要となりますのでご注意ください。
- ・地区計画の区域内の場合は、事前に地区計画の届出を行ってください。
- ・建築許可（都市計画法）、風致地区、盛土規制法、建築協定等に該当する場合は、許可証や適合書、承認書等の写しを添付してください。
- ・都市計画法に基づく開発許可及び建築許可が不要な場合、下表の区域及び敷地面積の区分に応じて、「規則第 60 条の規定に基づく適合証明の写し」を確認申請書に添付してください。
- ・敷地内に道、水路等の法定外公共物がある場合は、特定行政庁との協議が必要となります。

<「規則第 60 条適合証明の写し」の添付、指導要綱の協議が必要な場合>

区域	敷地面積	規則第 60 条適合証明の写し	開発行為等指導要綱の協議
市街化区域	1,000 ㎡以上	必要※	必要
市街化調整区域	3,000 ㎡未満	必要	
	3,000 ㎡以上	必要※	必要
都市計画区域外	3,000 ㎡以上		必要
	10,000 ㎡以上	必要※	必要

※開発行為等指導要綱の協議が完了したものについては、「規則第 60 条適合証明の写し」に代わり、福島市開発行為等指導要綱第 11 条の規定に基づく「開発行為等確認通知書の写し」を添付してください。

○屋外広告物関係

- ・広告塔等の工作物の申請をする場合は、事前に屋外広告物条例に基づく協議を行い、許可が必要な場合は、許可証の写しを添付してください。
- ・建築物に建築確認申請不要な広告物の設置をする場合は、事前に屋外広告物条例の協議が必要となります。

○他の法令についての協議及び確認に関する注意事項

・設計者や代理者の方は、必要に応じて下記の法令等についても別途協議、確認をしてください。

1	農業振興地域の整備に関する法律（農業企画課）	11	旅館業法・医療法・薬事法等（保健所）
2	農地法（農業委員会）	12	河川法・砂防法・災害危険区域等（河川課）
3	消防法（消防本部予防課）	13	文化財保護法（文化振興課）
4	道路法（路政課等）	14	自然公園法（環境省裏磐梯自然保護官事務所）
5	道路拡幅計画の有無（道路整備課等）	15	カラオケボックス指導要綱（生活課）
6	水道法（水道局）	16	緑地協定（公園緑地課）
7	公害関係・特定建設作業・電波障害（環境衛生課）	17	建設リサイクル法（開発建築指導課）
8	水道水源保護条例（環境衛生課）	18	建築物省エネ法（開発建築指導課）
9	電波法（東北総合通信局）	19	バリアフリー法（開発建築指導課）
10	風俗営業等適正化法（警察署）	20	景観条例（都市計画課）